

## 「最低制限価格率」「調査基準価格率」の範囲の改正について

工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率・調査基準価格率の範囲を引き上げますので、お知らせします。

### 最低制限価格率・調査基準価格率の範囲

「最低制限価格率」及び「調査基準価格率」の算定方法を次のとおり改正します。

改正前	最低制限価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率が10分の <u>9</u> を超える場合にあつては10分の <u>9</u> とし、10分の <u>7</u> に満たない場合にあつては10分の <u>7</u> とする。
	調査基準価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る調査基準価格率が10分の <u>9</u> を超える場合にあつては10分の <u>9</u> とし、10分の <u>7</u> に満たない場合にあつては10分の <u>7</u> とする。
改正後	最低制限価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率が10分の <u>9.2</u> を超える場合にあつては10分の <u>9.2</u> とし、10分の <u>7.5</u> に満たない場合にあつては10分の <u>7.5</u> とする。
	調査基準価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る調査基準価格率が10分の <u>9.2</u> を超える場合にあつては10分の <u>9.2</u> とし、10分の <u>7.5</u> に満たない場合にあつては10分の <u>7.5</u> とする。

■適用年月日 平成31年4月19日以後に告示する案件より適用

■改正後の要領等

【札幌市交通局工事等低入札価格調査要領】

【札幌市交通局工事等最低制限価格運用要領】

<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/50youshiki.html>

お問い合わせ先：札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 011-896-2709